

○神奈川歯科大学共同研究規程

平成16年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川歯科大学（以下「本学」という。）と企業等学外の機関（以下「学外機関等」という。）が行う共同研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学外機関等 商法（明治32年法律第48号）等に基づく会社、地方公共団体、民法（明治29年法律第89号）第33条に基づく公益法人等外部の機関等本学以外の団体をいう。
- (2) 研究員 学外機関等において、現に研究に従事しており、在籍のまま共同研究を行うために本学に派遣された者をいう。
- (3) 教員等 教授、准教授、講師、助教その他研究活動に従事する職員をいう。
- (4) 研究者 研究員及び共同研究に従事する本学の専任教員等をいう。ただし、必要と認められる場合には、大学院生及びその他の者を研究協力者として加えることができる。
- (5) 共同研究 学外機関等から研究員及び研究経費又はそのいずれかを受け入れて、本学の教員等が当該学外機関等と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (6) 共同研究責任者 学外機関等と共同研究を行う上で、本学における当該研究の責任者をいう。
- (7) 共同研究機関 この規程により、共同研究を行う本学及び学外機関等をいう。

(共同研究の要件)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義なものであり、かつ、本来の教育研究業務に支障を及ぼさないものでなければならない。

(共同研究の申請)

第4条 本学と共同研究を行おうとする学外機関等の代表者は、共同研究申請書（様式1）により本学の共同研究責任者と連名で学長に申請しなければならない。

(共同研究の承認)

第5条 学長は、申請内容及び前条の規定により提出のあった書面を審査して、共同研究の受け入れを決定したときは、共同研究受け入れ決定通知書（様式2及び様式2の1）により通知するものとする。

2 「外国の政府等」からの共同研究の受入の可否については理事会が決定するものとする。

(契約の締結)

第6条 共同研究の実施に当たっては、学長は学外機関等の代表者との間で、次の各号に掲げる事項を記載した共同研究契約を締結するものとする。

- (1) 研究の題目
- (2) 研究の目的及び内容
- (3) 研究の実施場所
- (4) 研究の実施期間
- (5) 研究者に関する事項
- (6) 経費の負担に関する事項
- (7) 研究成果の取扱いに関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、共同研究に関し必要な事項

2 前項の契約は、神奈川歯科大学共同研究契約書（雛形）により行うものとする。

(経費の負担)

第7条 本学は、その施設・設備を本学において行う共同研究の用に供すると共に、当該施設・設備の維持・管理に必要な経費等を負担するものとする。

2 共同研究機関は、前条の契約を締結したときは、謝金、旅費、消耗品費等の当該研究の遂行に必要な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。

3 学外機関等が負担する額を算定する場合、間接経費は直接経費の10パーセントに相当する額とし、共同研究機関の事情により10パーセントに相当する額と異なる額となる場合には、共同研究機関と学長が協議した額とする。

4 本学は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担するため必要に応じ、予算の範囲内において研究に要する直接経費及び間接経費の一部を負担することがある。

5 共同研究機関は、共同研究において放射性同位元素等を使用する場合、第1項で定める経費とは別に必要と認められた経費を負担するものとする。

6 既納の研究経費は返還しない。ただし、第11条の規定により共同研究を中止した場合において、不用となった額の範囲内において、それぞれ全部又は一部を返還することができる。

7 第11条の規定により共同研究の実施期間を延長したときは、その事由に応じ共同研究

機関に研究経費の追加負担を求めることがある。

(施設・設備の供与)

第8条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するものとする。

2 本学の共同施設を利用する場合は、共同施設管理委員会規程に従うものとする。

(研究場所)

第9条 共同研究に従事する研究者は、共同研究のために必要な場合には、学外機関等の施設において研究を行うことができる。

2 学外機関等の施設において研究を行う場合、当該施設の長の許可を受け、及び当該施設における規程等に従うものとする。

(設備の帰属等)

第10条 研究経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 学長は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、共同研究機関の施設又は設備を無償で利用し、若しくは本学に受け入れて共同研究を行わせることができる。

(共同研究の中止及び延長)

第11条 学外機関等は、共同研究を一方的に中止することはできない。

2 学長は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、学外機関等の代表者と協議の上、当該共同研究を中止し、又は期間を延長することができる。

(共同研究の完了)

第12条 共同研究責任者は、共同研究が完了したときは、速やかに共同研究完了報告書(様式3)により学長に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第13条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、公表の時期及び方法等は、共同研究責任者と学外機関等の代表者が協議して定めるものとする。

(特許)

第14条 学長及び学外機関等の長は、共同研究に伴い発明が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めなければならない。

2 本学の教員等又は学外機関等の共同研究員が共同研究の結果独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ相手側の同意を得るものとする。

3 その他知的財産等に関することは、神奈川歯科大学共同研究契約書の定めるところによ

る。

(知的財産規程の適用)

第15条 共同研究により教員等が単独で創出した知的財産及び学外機関等の研究者と共同して創出した知的財産に係る権利中の本学の持分の取り扱いについては、この規程に定めるもののほか、神奈川歯科大学知的財産規程及び同規程に基づく細則を適用するものとする。

(準用)

第16条 前条の規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに品種登録を受ける権利及び品種登録について準用する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会においてこれを行う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成25年8月7日から一部変更して実施する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から一部変更して実施する。

様式：略